

所得上限限度額以上により児童手当の受給資格を得られなかった方へ

【再申請のご案内】

令和4年6月分の手当から、受給者または配偶者の前年の所得が所得上限限度額以上の場合、手当は支給されなくなりました。

ただし、次の①または②の場合、改めて認定請求書等の提出が必要になります。

- ①. 児童手当等が支給されなくなった後に、所得が「所得上限限度額」を下回った場合
- ②. 所得更正等により「所得上限限度額」を下回った場合

★所得額の計算方法は、下記のとおりです。

◆所得額の計算方法

◎所得額（ア）の計算方法	各項目の説明
所得額－控除額－8万円＝（ア）	所得額・・・給与所得、事業所得など 控除額・・・雑損控除、医療費控除など 8万円・・・施行令に定める額
◎所得額（ア）を下表．所得上限限度額と比較します。	
①所得制限限度額（イ）未満の場合	⇒ 児童手当を支給
②所得制限限度額（イ）以上かつ 所得上限限度額（ウ）未満の場合	⇒ 特例給付を支給
③所得上限限度額（ウ）以上の場合	⇒ 支給されない

◆所得上限限度額

扶養人数等の数	所得制限限度額（イ）	所得上限限度額（ウ）
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円

4人	774万円	1,010万円
以降、1人増につき限度額が38万円増		

①. 児童手当等が支給されなくなった後に、所得が「所得上限限度額」を下回った場合

(1) 再申請に必要な持ち物

- ・申請者の税額通知書・税額決定通知書
- ・申請者の健康保険証
- ・申請者の口座確認書類（通帳またはキャッシュカード）
- ・申請者と配偶者の個人番号が確認できる書類
- ・届出者の身分証明書

(2) 手続き時期

所得上限限度額を下回った事実を知った日の翌日から15日以内

②. 所得更正等により「所得上限限度額」を下回った場合

(1) 再申請に必要な持ち物

- ・所得更正の申請等を行ったことが確認出来る書類  
または 所得更正後の税額通知書、税額決定・変更通知書
- ・申請者の健康保険証
- ・申請者の口座確認書類（通帳またはキャッシュカード）
- ・申請者と配偶者の個人番号が確認できる書類
- ・届出者の身分証明書

(2) 手続き時期

更正後随時

○注意事項等

申告にかかるご相談や手当の支給対象となるか等、お問い合わせいただいてもお答えできません。税額通知書等により申告内容をご確認のうえ、手当の支給対象となる可能性がある場合は再申請の手続きをしてください。

なお、再申請した場合でも、審査により支給されない場合がありますの

で、あらかじめご了承ください。

○お問い合わせ先 子育て支援課 42-1415